

# 展示会・展示即売会出店予定者必聴！！ 来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意

**個別  
相談会**



【講師プロフィール】  
田尻尚美 / H.Bee.Planning 代表  
日本 VMD 協会理事  
お客様目線で五感に伝わる[共感 VMD] を  
提案し集客と売りに繋げる。  
人のところが「幸せ」になるようなワクワクする  
体感型の売り場を創り続けることをモットーに  
する。

展示会や展示即売会で、来場者に足を止めていただけなかった苦い経験をされたことはありませんか？  
実は商品そのものが悪いのではなく、商品陳列やPOPを見直すだけで、来場者は劇的に増加します！  
今回は、売り場づくり分野のスペシャリストが、すぐにでも始められる改善のヒントをお教えいたします。  
是非ともご活用ください。

【日 時】 日 程：令和4年11月10日（木）  
                  令和4年11月11日（金）  
                  令和4年12月20日（火）  
                  令和4年12月21日（水）  
                  令和4年12月22日（木）  
時 間：1社あたり1時間  
          (10:00~11:00, 11:15~12:15, 13:30~14:30, 14:45~15:45, 16:00~17:00)  
          ※1社1回限り

【場 所】 草津商工会議所・草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）  
草津市大路2丁目1-35

【対 象】 小規模事業者

【内 容】 売上がアップする魅力的なディスプレイ・陳列、グラフィック、POPとは？  
SNS活用でお店のファンになってもらう方法とは？  
3秒で人を引きつける展示の魅せ方とは？  
お客様ターゲットが広がる、店舗のブランディングアップとは？

【定 員】 先着25社

【相談料】 無 料

【問合せ】 草津商工会議所 中小企業相談所  
草津市大路2丁目1-35 TEL 077-564-5201 FAX 077-569-5692

【申込み】 下記申込書にご記入の上、FAXもしくは窓口にてお申込みください。

## 「来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意」申込書（FAX 077-569-5692）

事業所名		業種	
ご担当者			
希望日時	月 日	: ~ :	
所在地	〒 ー	TEL	
		FAX	

※ご記入頂いた各種情報は本事業以外の目的では使用いたしません。  
駐車台数に限りがありますので、公共交通機関等の利用にご協力をお願いいたします。  
希望日時をご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意に参加される方は、  
草津商工会議所販路開拓支援「各種展示（即売）会」  
のいずれかに出店いただきます

①キラリエマルシェ（草津商工会議所 創立50周年記念事業）

会 期：令和4年11月25日（金）～26日（土）10:00～16:00

会 場：草津商工会議所（キラリエ草津）1階

主 催：草津商工会議所

特 長：キラリエ草津を会場にしたマルシェスタイルの展示即売会。  
本マルシェの開催にあたっては、開催チラシを草津市内に全戸  
配布を行いますので、皆様が提供されている商品・サービス等  
を広く周知することができ、当日だけでなく、お店の認知度  
向上による来客数の増加にも繋がります。  
同日、創立50周年記念事業 市内企業展を開催します。

②ふるさと企業いいもの発掘市

会 期：令和5年1月6日（金）～10日（火）10:00～20:00  
（最終日のみ17:00まで）

会 場：近鉄百貨店草津店 2階

主 催：草津商工会議所

特 長：近鉄百貨店に来店するお客様が来場者となってもらえることで、  
新規顧客にも出会うチャンス。会話を通じてさらなる商品の  
ブラッシュアップもできます。  
単独での出店はハードルが高い百貨店にも、草津商工会議所を  
通じた合同展示即売会への出店で、安心のサポート体制。  
※近鉄百貨店草津店の事前審査により、出品できない商品が  
あります。

③京都インターナショナルギフトショー

会 期：令和5年3月8日（水）～9日（木）10:00～18:00  
（9日は17:00まで）

会 場：京都市勧業館みやこめっせ

主 催：(株)ビジネスガイド社

特 長：日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の見本市である「ギフト・  
ショー」。  
専門展ではなく業態複合型の見本市のため、幅広い業種のバイヤー  
が来場され、既存ルート以外の異業種へのPR効果も絶大。新規顧客  
獲得に大変効果的。  
当所から複数小間（昨年度は4小間）出展する規模のメリットと、  
バイヤーズガイドへの掲載で多数のバイヤー来場が見込めます。  
※令和4年11月17日（木）に行うプレゼンテーションにて支援  
事業者を決定いたします。

令和4年度 草津商工会議所伴走型小規模事業者支援推進事業  
草津商工会議所展示会出展支援プログラム  
『来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意』 参加募集要項

草津商工会議所では、小規模事業者における自社商品の販路開拓・拡大を支援するため、売上アップのための魅力的なディスプレイやPOP等について学ぶ“来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意”を実施します。

また、学んでいただいた内容を実践していただけるよう、草津商工会議所(キラリエ草津)1Fにて開催する①「キラリエマルシェ」、近鉄百貨店草津店にて開催する合同展示即売会②「ふるさと企業いいもの発掘市」、みやこめっせにて開催される展示会③「第4回京都インターナショナル・ギフト・ショー2023」をご用意いたします。必ずいずれかに出店いただきお客さまの生の声を聞くマーケティングの機会としてご活用ください。

## 1. 参加希望事業者募集

“来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意”への参加を希望する小規模事業者、限定25社を以下のとおり募集します。

※プログラムを通じて得た効果等、草津商工会議所の求めに応じて、適宜報告できることが参加条件となります。

当事業運営にあたり、国、県補助金を活用しており、当日の売上や決算状況の報告が必要となるため、適宜月別の売上高等の報告、財務諸表等の提出をお願いするものです。

※以下の日程は事情によりやむを得ず変更する場合があります。

### ①参加者資格

次の各号のすべてに該当する小規模事業者であることとします。

- (1) 販路拡大に熱心であること。
- (2) 全日程に参加できること。

(①キラリエマルシェ、②ふるさと企業いいもの発掘市、③第4回京都インターナショナル・ギフト・ショー2023のいずれかに必ず参加していただきます。)

- (3) 本所の取り組みを理解し、参加者同士協調して取り組めること。
- (4) プログラムを通じて得た効果等、草津商工会議所の求めに応じて、適宜報告できること。
- (5) 別紙誓約書記載事項のいずれにも該当しないものであること。

### ※小規模事業者とは

小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

### ②参加申込み

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、R4/9/20(火)までに草津商工会議所中小企業相談所へお申込みください。

※お申込は先着順となり、予定数に達した時点で受付を終了致します。

## 2.キラリエマルシェ、ふるさと企業いいもの発掘市、京都インターナショナル・ギフト・ショーへの出展で、コンサルティングの成果を体感

### 2-1.「キラリエマルシェ(草津商工会議所 創立50周年記念事業)」の開催概要

会 期：令和4年11月25日(金)～26日(土) 10:00～16:00

会 場：草津商工会議所(キラリエ草津) 1階

主 催：草津商工会議所

特 長：キラリエ草津を会場にしたマルシェスタイルの展示即売会。

本マルシェの開催にあたっては、開催チラシを草津市内に全戸配布を行いますので、皆様が提供されている商品・サービス等を広く周知することができ、当日だけでなく、お店の認知度向上による来客数の増加にも繋がります。

同日、創立50周年記念事業 市内企業展を開催します。



### 出品する商品(製品)

出品する商品(製品)は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品(製品)であること。
- (3) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限が記載されているもの。

### 出店条件

- (1) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品(製品)以外の販売は認めません。
- (3) ブースでの販売、サービスの提供は、出店者が自ら行うものとします。
- (4) 電源の使用は可能ですが、電気使用量に限りがあります。使用する備品や電気使用量については予めお申し出ください。
- (5) 火気・発電機の使用は禁止します。
- (6) 決済方法について、現金決済以外にキャッシュレス決済など他の決済方法を併せて利用いただいても構いませんが、必要機材は出店者ご自身でご用意ください。
- (7) 待機客の列が生じた際には、ソーシャルディスタンスを確保したうえ、他の出店者の障害にならないよう待機客を誘導してください。
- (8) 売れ残りに対する売上の補償はいたしません。
- (9) 飲食物の販売において、出店者は草津市内での営業が可能となる食品衛生法等に関する関係法令等の定め及び業種別ガイドラインを遵守してください。
- (10) 販売品の製造において、出店者は、営業許可等を受けた施設において製造し、食品表示法により義務付けられている適正な表示をしてください。

- (11) 販売を予定している商品が販売可能か、草津保健所（TEL：077-562-3526）にご確認ください。
- (12) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限を記載してください。
- (13) 食中毒が発生しないよう適切な温度管理を実施してください。  
販売品による第三者への食中毒等による損害については、草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。
- (14) 出店者が販売することができるものであり、出店者が自ら調理した飲食料品のみとします。
- (15) 常温での販売になりますので、加熱・加工調理されていない肉や刺身などナマモノの販売はできません。
- (16) 現場での調理は禁止させていただきます。
- (17) 飲食スペースはございません。

## **出店内容**

- (1) ブースの配置は当所で決定します。
- (2) 1日目のイベント終了後、荷物は全て会場からお持ち帰りください。

## **負担金**

- (1) 出店料は3,000円です。
- (2) 売上歩合賃料は申し受けませんが、マルシェの実施効果測定に必要であるため、各日の売上額を草津商工会議所へ報告してください。

## **留意事項**

- (1) 開催期間中2日間とも出店し、会期時間中は担当者が売り場スペースに常駐すること。
- (2) 広報は草津商工会議所でも行いますが、各出店者独自でも積極的に発信してください。
- (3) 草津商工会議所は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者が売り場スペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については一切の責任を負わないものといたします。

## 2-2.「ふるさと企業いいもの発掘市」の開催概要

会 期：令和5年1月6日(金)～10日(火)10:00～20:00(最終日のみ17:00まで)

会 場：近鉄百貨店草津店 2階

主 催：草津商工会議所

特 長：近鉄百貨店に来店するお客様が来場者となってもらえることで、新規顧客にも出会うチャンス。会話を通じてさらなる商品のブラッシュアップもできます。

単独での出店はハードルが高い百貨店にも、草津商工会議所を通じた合同展示即売会への出店で、安心のサポート体制。



### 出品する商品(製品)

出品する商品(製品)は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品(製品)であること。
- (3) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限が記載されているもの。但し、生肉、生魚及び売り場スペースでの調理提供はできません。

**※近鉄百貨店草津店の事前審査により、出品できない商品があります。**

### 出店条件

- (1) 価格表示は総額表示(税込価格)にすること。また、二重価格表示は認められません。  
(通常価格20,000円を催事価格10,000円に下げるなど)
- (2) 宣伝動画等売場で流すことはできますが、BGMのみの使用は禁止されています。(動画を使用する場合は、事前にご相談ください。)
- (3) 売上金は集中レジで管理します。1決済ごとに集中レジを使用してください。
- (4) 出店初日の9:00～9:30の30分程度、近鉄百貨店草津店における接客マナー等の講義及び諸注意の説明を受けていただきます。また、お客様用施設の使用は禁止されています。従業員用をご利用ください。
- (5) 百貨店での販売という点を考慮し、カジュアルすぎない服装を心がけてください。  
※自社商品等業種特有の衣類着用、店舗のハッピー等を羽織ることは可能です。

### 負担金

- (1) 設営負担金として5,000円を草津商工会議所へ納入いただきます。
- (2) 売上歩合賃料は売上高の15%です。後日売上から15%を差し引いた金額を草津商工会議所会費引き落とし口座に振り込みます。

## 留意事項

- (1) 開催期間中 5 日間とも出店（商品陳列）すること。また、会期中 2 日以上、担当者が売り場スペースに常駐すること。（売り場での常駐時間は 10:00～17:00 とします）
- (2) 売り場スペースの配置については、出店者数、商品の種類を考慮し決定します。
- (3) 広報は近鉄百貨店草津店及び草津商工会議所でも行いますが、各出店者独自で積極的に発信してください。
- (4) 出店商品の陳列、独自で用意したPOP等は出店者で行っていただきます。開始時刻までに陳列等を完了させてください。
- (5) 開催時間中の撤収は認められません。  
近鉄百貨店草津店及び草津商工会議所は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者が売り場スペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については一切の責任を負わないものといたします。
- (6) 開催期間中お客様とのトラブル等が起こった場合、近鉄百貨店草津店の担当者へすぐに連絡し、ご自分で解決しようとはしないでください。

## 2-3.「第4回京都国際ギフト・ショー2023」の開催概要

会 期：令和5年3月8日(水)～9日(木)10:00～18:00(最終日のみ17:00まで)

会 場：京都市勧業館みやこめっせ

主 催：(株)ビジネスガイド社

特 長：日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の見本市である「ギフト・ショー」。専門展ではなく業態複合型の見本市のため、幅広い業種のバイヤーが来場され、既存ルート以外の異業種へのPR効果も絶大。新規顧客獲得に大変効果的。

当所から複数小間(昨年度は4小間)出展する規模のメリットと、バイヤーズガイドへの掲載で多数のバイヤー来場が見込める。



### 応募者の資格

応募者は、次の各号のすべてに該当する者としてします。

- (1) 自社オリジナル商品(製品)を製造または販売していること。
- (2) 全国に向けての販路拡大に熱心であること。
- (3) 京都ギフトショー開催期間中、商談担当者が出展ブースに常駐できること。
- (4) 本所の取り組みを理解し、協調して取り組めること。
- (5) 京都ギフトショー出展後、その効果等について本所の求めに応じて適宜報告でき、財務諸表等の提出ができること。

### 出品する商品(製品)

出品する商品(製品)は、次の各号のすべてに該当するものとしてします。

- (1) 自社商品(製品)として製造または販売するものであること。
- (2) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (3) 取引及び販路の拡大を推進しようとする商品(製品)であること。
- (4) 出品物の関連法規等を遵守している商品(製品)であること。

### 出展規模

(1) みやこめっせ「住」フェアの4小間(予定)に出展します。

【1社あたり1小間使用、W3.0×D1.5×H2.7(m)】

(2) 出展当日および搬入・搬出に関する詳細につきましては、後日お知らせします。  
会期中の各出展者の出展物等の管理は出展者各自でお願いします。

### 出展負担金

- (1) 出展小間料は無料です。
- (2) 京都ギフトショーのブース全体のイメージ装飾は、当所で行います。
- (3) 個別希望の追加装飾、パネル等についてはすべて、出店者の負担となります。  
(希望に沿えない場合もあります。)
- (4) 交通費、宿泊費、人件費、輸送費等も出店者の負担とします。



## **参加者の決定**

令和4年11月17日（木）に行うプレゼンテーションにて支援事業者を決定いたします。  
なお、申込み多数の場合は出展回数の少ない事業者を優先します。  
プレゼンテーションは、1社あたり15分程度で行う予定です。

## **3. 問い合わせ先**

草津商工会議所 中小企業相談所

担 当: 鈎

T E L : 077-564-5201

F A X : 077-569-5692

## 草津商工会議所展示会出展支援プログラム

### 「来場者が立ち留まる商品陳列・POPの極意」参加申込書

申込日 令和4年 月 日

事業所名			業種	
ふりがな 代表者名	①	役職		
資本金	円	従業員数	人	
所在地	〒			
Tel			Fax	
ふりがな 担当者名			部署・役職	
URL			E-mail	
参加希望日時	令和4年 月 日 : ~ :			
出店希望催事 (希望欄に○)	キラリエマルシェ (令和4年11月25日・26日)	ふるさと企業いいもの発掘市 (令和5年1月6日～10日)	京都国際ギフトショー (令和5年3月8日・9日)	
①既存商品の説明 (コンセプト、ターゲット等) ②商品に関する相談ごと、悩み ③新商品企画等				

草津商工会議所 中小企業相談所  
〒525-0032 草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津3F  
Tel : 077-564-5201 Fax : 077-569-5692

# 誓 約 書

私（弊社）は、草津商工会議所展示会出展支援プログラムの申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

## 記

- 1 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

令和4年 月 日

草津商工会議所 御中

住 所

会社名または屋号

(ふりがな)

代表者氏名

㊞